

契約の保証の取扱いについて

富士吉田市総務部 管財契約課

落札者は、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）の提出とともに、契約保証金又はこれに代わるもの等の納付の証明として、次の１から５いずれかの書類を提出しなければならない。

ただし、請負契約金額が１００万円以下の場合は、契約保証金の納付を免除するので、この限りではない。

1. 有価証券納付の場合

○提出書類 「保管有価証券預り書（財務規則様式第６７号）の写し」

- （１） 有価証券を納付しようとする者は、契約担当者にその旨申し出て、保管有価証券納付書の交付を受け、会計管理者に契約保証金の金額に相当する金額の有価証券を当該納付書に添えて提出し、保管有価証券預り書の交付を受けること。
- （２） 請負代金の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。
- （３） 請負者の責に帰すべき事由等により契約が解除された場合は、保管有価証券は、契約条項第２１条第３項の規定により違約金に充当するものとする。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。
- （４） 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管有価証券預り書を提出すること。

2. 金融機関等の保証の場合

○提出書類 「債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書」

- （１） 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証が出来る者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産中央金庫もしくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- （２） 保証債務の内容は、契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- （３） 保証書上の保証に係る工事の工事名欄には、契約書に記載される工事名が記載されるよう申し込むこと。
- （４） 保証金額は、契約保証金の金額と同額又はそれ以上であること。
- （５） 保証書の日付は、落札日から５日以内（閉庁日を除く。）日付のものであること。
- （６） 保証期間は、工期を含むものであること。また、銀行等の保証の場合にあっては、工期の延長による変更契約を締結する際には、保証期間が変更後の工期を含むように保証内容の変更の手続きを行い、銀行等が発行する「保証内容変更契約書」を提出すること。
- （７） 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後６箇月以上確保されるものとする。
- （８） 請負代金の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。
- （９） 請負者の責に帰すべき事由等により契約が解除された場合は、金融機関等から契約担当者に支払われた保証金は、契約条項第２１条第３項の規定により違約金に充当するものとする。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。
- （１０） 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

3. 公共工事履行保証（ボンド）の場合

○提出書類 「公共工事履行保証証券」

- (1) 公共工事履行保証とは、損害保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (2) 証券上の主務契約の内容としての工事名の欄には、契約書に記載される工事名が記載されるよう申し込むこと。
- (3) 保証金額は、契約保証金の金額と同額又はそれ以上であること。
- (4) 保証証券の日付は、落札日から5日以内（閉庁日を除く。）の日付のものであること。
- (5) 保証期間は、工期を含むものであること。また工期の延長による変更契約を締結する際には、保証期間が変更後の工期を含むよう保証内容の変更の手続きを行い、損害保険会社が発行する「異動承認書」を提出すること。
- (6) 請負代金の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。
- (7) 請負者の責に帰すべき事由等により契約が解除された場合は損害保険会社から契約担当者に支払われた保証金は、契約条項第21条第3項の規定により違約金に充当するものとする。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

4. 履行保証保険の場合

○提出書類 「履行保証保険証券」

- (1) 履行保証保険とは、損害保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- (2) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (3) 保険金額は、契約保証金の金額と同額又はそれ以上であること。
- (4) 保証証券の日付は、落札日から5日以内（閉庁日を除く。）の日付のものであること。
- (5) 保険期間は、工期を含むものであること。なお、履行保証保険の場合にあつては、保険期間は工事が完了するまで存するので、工期の延長に伴う変更契約時の保険内容の変更の手続きを行う必要はない。
- (6) 請負代金の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。
- (7) 請負者の責に帰すべき事由等により契約が解除された場合は、損害保険会社から契約担当者に支払われた保険金は、契約条項第21条第3項の規定により違約金に充当するものとする。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

5. 契約保証金納付の場合

○提出書類 「契約保証金に係る領収書（財務規則様式第64号）の写し」

- (1) 契約保証金を納付しようとする者は、契約担当者にその旨申し出て、契約保証金に係る納付書の交付を受け、指定金融機関に契約保証金（請負契約金額の1/10。）の額に相当する金額の金銭を当該納付書に添えて払い込み、領収書の交付を受けること。
- (2) 請負代金の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。
- (3) 請負者の責に帰すべき事由等により契約が解除された場合は、契約保証金は、契約条項第21条第3項の規定により違約金に充当するものとする。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。
- (4) 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の契約保証金還付請求書を提出すること。